

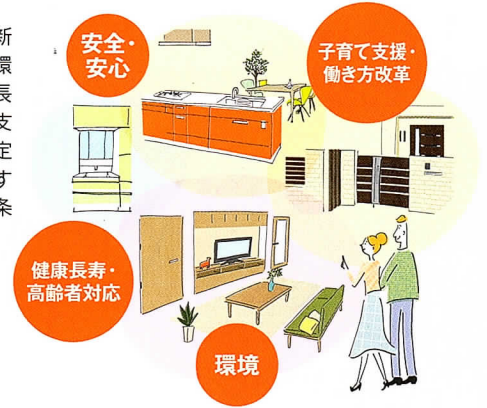
消費税10%引上げ後の
新築・リフォームを支援!

次世代住宅 ポイント制度

「次世代住宅ポイント制度」は、消費税率10%で、一定の性能を有する新築住宅を取得する方やリフォームをする方に対して、さまざまな商品等と交換可能なポイントが付与される制度です。

新築住宅を取得orリフォームを行う

消費税率10%が適用される新築住宅またはリフォームで、「環境」、「安全・安心」、「健康長寿・高齢者対応」、「子育て支援・働き方改革」に役立つ一定の性能を有する住宅を取得する方が対象となります(各種条件あり)。



Case of リフォーム

ポイント獲得事例

若者・子育て世帯が既存住宅を購入して 「新居をフルリノベーション」

既存住宅を
購入しての
リフォームは
ポイント2倍
(一部の発行ポイントを除く)

※自ら居住することを目的に購入した既存住宅であり、売買契約締結後3ヶ月以内にリフォームの請負契約を締結することが条件です

A 断熱玄関ドアに交換



リシェント 玄関ドア3



改装用マンションドアRSII

集合住宅は、玄関ドアが専有部分と認められている場合にのみ交換が可能です

A 宅配ボックス設置



スマート宅配ポスト

マンション等共用の宅配ボックスは、設置するボックス数(20を上限とする)に応じて10,000ポイント/ボックスを発行

C ユニットバスルーム設置



スパージュ

E トイレ交換



サティスGタイプ

C 内窓設置

E 内窓設置

D システムキッチン交換



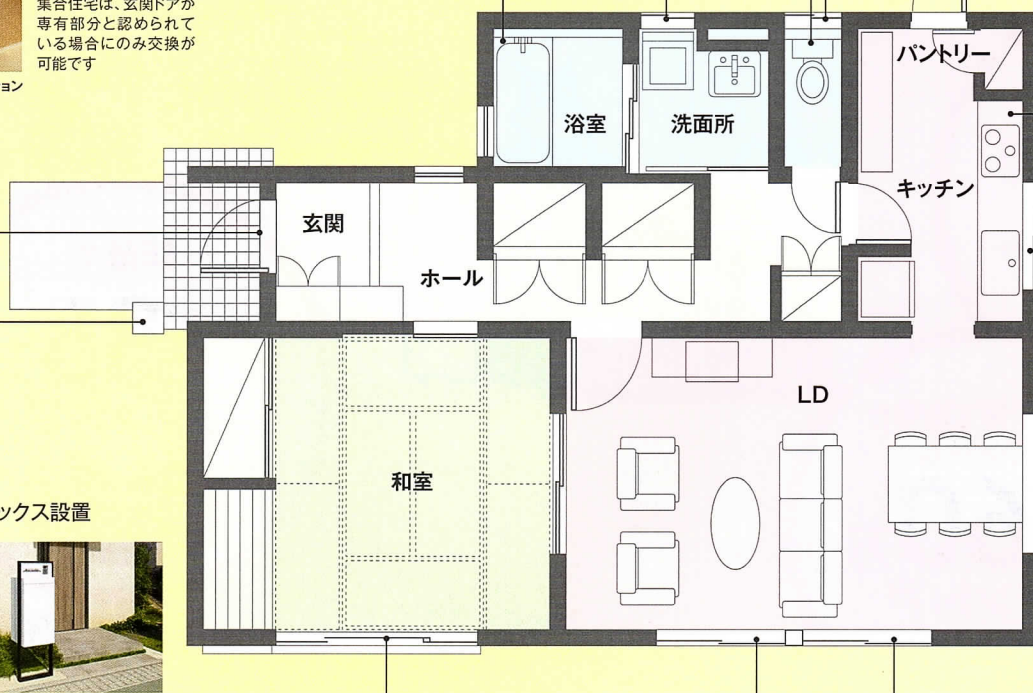
リシェルSI

D 内窓設置

B 内窓設置



インプラス



ポイントをもらう

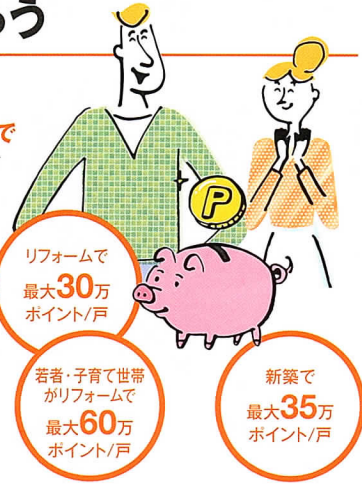
2019年6月3日(予定)～
遅くとも2020年3月31日まで

※予算の都合により早まる場合があります

一戸あたり、リフォームで最大30万ポイント、新築で最大35万ポイントが付与されます。さらに、若者・子育て世帯が既存住宅を購入しリフォームを行う場合には最大60万ポイントが付与されます。

※若者世帯:2018年12月21日時点で40歳未満の世帯

※子育て世帯:2018年12月21日時点(または申請時点)で18歳未満の子を有する世帯



リフォームで
最大**30万**
ポイント/戸

若者・子育て世帯
がリフォームで
最大**60万**
ポイント/戸

新築で
最大**35万**
ポイント/戸

商品等に交換する

2019年10月1日(予定)～
2020年6月30日(予定)

取得したポイントは、「省エネ・環境配慮」、「防災」、「健康」、「家事ラク」、「子育て」、「地域振興」等に関連した商品等に交換できます。

※商品券や即時交換(追加工事費への充当)はできません



対象となる建材・設備、ポイント申請方法、交換商品の内容等については、次世代住宅ポイント制度ホームページで随時公表されます

A 玄関・外まわり 38,000ポイント×2倍

- 開口部の断熱 ドア **大** 1箇所 28,000ポイント
- 家事ラク 宅配ボックス 10,000ポイント

B リビング・居室 75,000ポイント×2倍

- 開口部の断熱 内窓 **大** 3箇所 60,000ポイント
- 内窓 **中** 1箇所 15,000ポイント

C 浴室・洗面所 55,000ポイント×2倍

- 開口部の断熱 内窓 **小** 1箇所 13,000ポイント
- エコ設備 高断熱浴槽 24,000ポイント
- 家事ラク 浴室乾燥機 18,000ポイント

D キッチン 56,000ポイント×2倍

- 開口部の断熱 内窓 **小** 1箇所 13,000ポイント
- 家事ラク ビルトイン食器洗機 18,000ポイント
- 掃除しやすいレンジフード 9,000ポイント
- ビルトイン自動調理対応コンロ 12,000ポイント
- エコ設備 節湯水栓 4,000ポイント

E トイレ 31,000ポイント×2倍

- 開口部の断熱 内窓 **小** 1箇所 13,000ポイント
- 家事ラク 掃除しやすいトイレ 18,000ポイント

F リフォーム瑕疵保険への加入 7,000ポイント×2倍

G インспекションの実施 7,000ポイント×2倍

H 若者・子育て世帯が既存住宅を購入して行う一定規模以上のリフォーム 100,000ポイント

A+B+C+D+E+F+G+H=638,000ポイント

合計獲得ポイント
上限 **600,000**ポイント

まだまだあります。

ポイント発行対象のおすすめLIXIL商品

QRコードをスマホで読み取ると商品の詳しい説明がご覧になれます。



システムキッチン



ユニットバスルーム



トイレ



洗面化粧台



内窓



リフォームドア



宅配ボックス



マンション
リフォーム用窓・ドア



(注) 1申請あたりの合計ポイント数が20,000ポイント未満の場合は、ポイント発行申請できません。

Case of リフォーム



所有者等^{*}が施工者に工事を発注(工事請負契約)して実施するリフォームが対象です(全ての住宅が対象)。

^{*}個人・法人を問いません。マンション等の管理組合が実施するリフォームも対象です
《リフォームの申請には、工事前または工事中の写真が必要です。撮り忘れた場合、ポイントの発行はされません》

ポイントがもらえる対象期間は？

〈請負契約・着工〉

2019年4月1日～2020年3月31日



〈お引渡し〉

2019年10月1日以降(消費税率10%適用)

^{*}2018年12月21日～2019年3月31日に請負契約を締結するものであっても、着工が2019年10月1日～2020年3月31日となるものは特例的に対象(消費税率8%適用)

一戸あたりのポイントの上限は？



若者・子育て世帯^{※1}

既存住宅を購入し
リフォームを行う場合^{※2}

600,000ポイント/戸

上記以外の
リフォームを行う場合^{※3}

450,000ポイント/戸



一般の世帯

安心R住宅を購入し
リフォームを行う場合^{※2}

450,000ポイント/戸

上記以外のリフォームを行う場合
(オーナー、管理組合、再販業者等を含む)

300,000ポイント/戸

^{*}1 若者世帯：2018年12月21日時点で40歳未満の世帯、子育て世帯：2018年12月21日時点(または申請時点)で18歳未満の子を有する世帯
^{*}2 自ら居住することを目的に購入した住宅について、売買契約締結後3ヶ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結する場合に限る
^{*}3 自ら居住する住宅でリフォーム工事を行う場合に限る

もらえるポイントは？

発行ポイント数は1～9の合計となります。自ら居住することを目的に既存住宅を購入してリフォームを行う場合は1～8のポイント数が2倍になります。(売買契約後3ヶ月以内にリフォームの請負契約を結ぶこと)

^{*}1, 2, 3, 4(ホームエレベーターの新設・衝撃緩和装置の設置)および6については、次世代住宅ポイント制度の事務局に登録された型番の商品を使用した工事のみが対象
^{*}1申請あたりの合計ポイント数が20,000ポイント未満の場合は、ポイント発行申請できません

1 開口部の断熱改修

1箇所あたりのポイント数 × 施工箇所数のポイント数を発行

内窓の設置

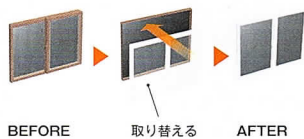
既存窓の室内側に樹脂内窓を設置して「二重窓」にする



- 大 2.8㎡以上 **20,000**ポイント/箇所
- 中 1.6㎡以上2.8㎡未満 **15,000**ポイント/箇所
- 小 0.2㎡以上1.6㎡未満 **13,000**ポイント/箇所

外窓交換^{*}

古いサッシを枠ごと取外し、新しい断熱窓を取付ける

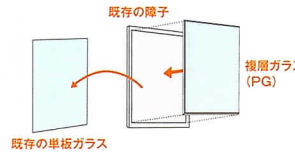


- 大 2.8㎡以上 **20,000**ポイント/箇所
- 中 1.6㎡以上2.8㎡未満 **15,000**ポイント/箇所
- 小 0.2㎡以上1.6㎡未満 **13,000**ポイント/箇所

^{*}集合住宅の場合、窓が専有部分と認められている場合のみ可能です

ガラス交換^{*}

単板ガラスをアタッチメント付複層ガラスに取替える等

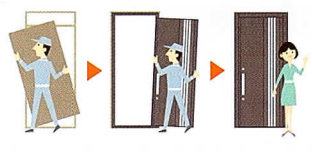


- 大 1.4㎡以上 **7,000**ポイント/枚
- 中 0.8㎡以上1.4㎡未満 **5,000**ポイント/枚
- 小 0.1㎡以上0.8㎡未満 **2,000**ポイント/枚

^{*}集合住宅の場合、窓が専有部分と認められている場合のみ可能です

ドア交換^{*}

古いドア・引戸を新しいドア・引戸に交換する



- 大 ドア:1.8㎡以上
引戸:3.0㎡以上 **28,000**ポイント/箇所
- 小 ドア:1.0㎡以上1.8㎡未満
引戸:1.0㎡以上3.0㎡未満 **24,000**ポイント/箇所

^{*}集合住宅の場合、玄関ドアが専有部分と認められている場合のみ可能です

引戸も
合計追加
ポイント

2 外壁・屋根・天井・床の断熱改修

最低使用量以上の断熱材を使用する改修について、施工部位ごとに下記のポイント数を発行

外壁

100,000ポイント/戸
(50,000ポイント/戸)

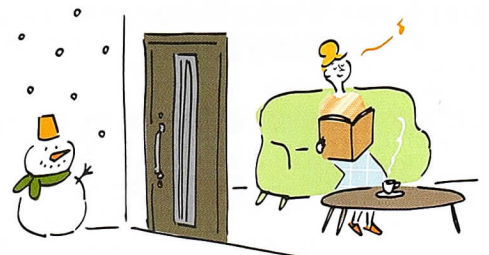
屋根・天井

32,000ポイント/戸
(16,000ポイント/戸)

床

60,000ポイント/戸
(30,000ポイント/戸)

^{*}()内は部分断熱の場合の発行ポイント数





3 エコ住宅設備の設置

下記の住宅設備の設置工事に対し、設備の種類に応じたポイント数を加算
(同じ種類の設備を複数設置しても1設備分のみポイント加算となります)

節水型トイレ 規定水量以下で洗浄することができる大便器  洗浄水量 6.5L以下 16,000ポイント/戸 <small>(6の掃除しやすいトイレとの重複は不可) ※アメーゾAシャワートイレのマンションリフォーム用床排水155タイプは対象外。</small>	高断熱浴槽 専用フロふたなどがセットの高断熱浴槽  24,000ポイント/戸	節湯水栓 手元止水・水優先吐水等の機能を有する水栓  4,000ポイント/戸	高効率給湯機 ・電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート) ・潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ) ・潜熱回収型石油給湯機(エコフィール) ・ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機) 24,000ポイント/戸	太陽熱利用システム 屋根に集熱器を設置し、軒先や屋内等に蓄熱槽を設置 ※太陽光ではありません 24,000ポイント/戸
---	--	--	--	--

4 バリアフリー改修

下記の改修工事に対し、工事の種類に応じたポイント数を加算
(同じ種類の工事を複数箇所実施しても1工事分のみポイント加算となります)

手すりの設置※ トイレ、浴室、洗面所、玄関、廊下、階段等  5,000ポイント/戸 <small>※原則、「バリアフリー改修促進税制における施工対象」が次世代住宅ポイント制度の対象となります(手すりの設置・段差解消・廊下幅等の拡張には使用部材・商品に制限はありません)</small>	段差解消※ 屋外の出入口、浴室、脱衣室、トイレ等  6,000ポイント/戸	廊下幅等の拡張※ 車いすで容易に移動するため通路幅・出入口幅を拡張 28,000ポイント/戸	ホームエレベーターの新設 戸建て住宅または共同住宅の専有部分に新設する工事(入替や増設は対象外) 150,000ポイント/戸	衝撃緩和畳の設置 新設または入替えにより、4.5畳以上を設置する工事 17,000ポイント/戸
---	---	--	--	---

5 耐震改修

150,000ポイント/戸 旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)により建築された住宅を現行の耐震基準に適合させる工事にポイントを発行

6 家事負担を軽減する設備の設置

下記の住宅設備の設置工事に対し、設備の種類に応じたポイント数を加算
(同じ種類の設備を複数設置しても1設備分のみポイント加算となります)



ビルトイン食器洗機  18,000ポイント/戸	掃除しやすいレンジフード  9,000ポイント/戸	ビルトイン自動調理対応コンロ  12,000ポイント/戸
浴室乾燥機  18,000ポイント/戸	掃除しやすいトイレ  18,000ポイント/戸 <small>(3の節水型トイレとの重複は不可)</small>	宅配ボックス  10,000ポイント/戸 <small>(住戸専用※1の場合)</small> 10,000ポイント/ボックス <small>(共用※2の場合)</small> <small>※1 他の住戸用のボックスと一体となっていないものに限る ※2 共用の宅配ボックスは、設置するボックス数(20を上限とする)に応じてポイント数を発行</small>

7 リフォーム瑕疵保険への加入

7,000ポイント/契約

対象：国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人が取扱うリフォーム瑕疵保険または大規模修繕瑕疵保険

8 インспекションの実施

7,000ポイント/戸

対象：2018年12月21日以降に、既存住宅状況調査技術者講習を修了した建築士が基準に従って行う建物状況調査であること / ポイント発行申請者が費用負担していること / 共同住宅の場合は住戸型のインスペクションであること

9 若者・子育て世帯が既存住宅を購入して行う一定規模以上のリフォーム

100,000ポイント/戸

対象：若者・子育て世帯が自ら居住することを目的に購入した既存住宅であること / 売買契約締結後3ヶ月以内にリフォーム工場の請負契約を締結すること / 税込100万円以上のリフォーム工事を行うこと
※リフォーム工事の内容は1~6に該当しないものも含みます

Case of 新築住宅

所有者が自ら居住する住宅が対象です(借家は対象外)。



ポイントがもらえる対象期間は?

注文住宅の新築

所有者となる方が発注(工事請負契約)するもの

〈請負契約・着工〉

〈お引渡し〉

2019年4月1日~
2020年3月31日

かつ
2019年10月1日以降
(消費税率10%適用)

※2018年12月21日~2019年3月31日に請負契約を締結するものであっても、着工が2019年10月1日~2020年3月31日となるものは特例的に対象(消費税率8%適用)

新築分譲住宅の購入

販売会社等が発注し、所有者となる方が購入(不動産売買契約)する新築住宅

〈請負契約・着工・売買契約〉

〈お引渡し〉

2018年12月21日~
2020年3月31日

かつ
2019年10月1日以降
(消費税率10%適用)

※完成済み住宅購入の場合、2018年12月20日までに完成し(建築基準法に基づく検査済証発行)、2018年12月21日以降完成から1年以内に売買契約、2019年10月1日以降に引渡しを受けたものが対象

もらえるポイントは?

発行ポイント数は下記の①+②+③の合計となります。

※1申請あたりの合計ポイント数が20,000ポイント未満の場合は、ポイント発行申請できません

1戸あたり
上限 **350,000**ポイント

① 一定の性能を有する住宅

下記4項目のいずれかの性能に適合する場合

300,000ポイント/戸

エコ

断熱等性能等級4または
一次エネルギー消費量等級4以上

長持ち

劣化対策等級3かつ維持管理対策等級2以上
(共同住宅及び長屋については一定の更新対策を含む)

耐震

耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上または
免震建築物

バリアフリー

高齢者等配慮対策等級3以上(共同住宅等の場合は
共用部分も高齢者等配慮対策等級3以上であること)

+

左記に加え、さらに性能の
高い住宅を取得する場合

50,000ポイント/戸

認定長期優良住宅

認定低炭素住宅

性能向上計画認定住宅

ZEH

② 耐震性のない住宅の建替

旧耐震基準で建築された住宅を2018年12月21日以降に除却し、新築または分譲住宅を購入する場合

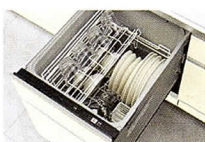
150,000ポイント/戸

※除却工事の発注者と新築住宅の所有者(ポイント発行申請者)が同一であることが必要
※除却住宅の敷地と新築住宅の敷地は別敷地でも可
※住宅に付属する離れ、小屋、納屋等の除却は対象外
※分譲事業者が除却する場合は対象外

③ 家事負担を軽減する設備を設置した住宅

下記の住宅設備の設置工事に対し、設備の種類に応じたポイント数を加算(同じ種類の設備を複数設置しても1設備分のみのポイント加算となります)

※次世代住宅ポイント制度の事務局に登録された型番の商品を使用した工事のみが対象となります



ビルトイン食器洗機

18,000ポイント/戸



掃除しやすい
レンジフード

9,000ポイント/戸



ビルトイン
自動調理対応コンロ

12,000ポイント/戸



浴室乾燥機

18,000ポイント/戸



掃除しやすい
トイレ

18,000ポイント/戸



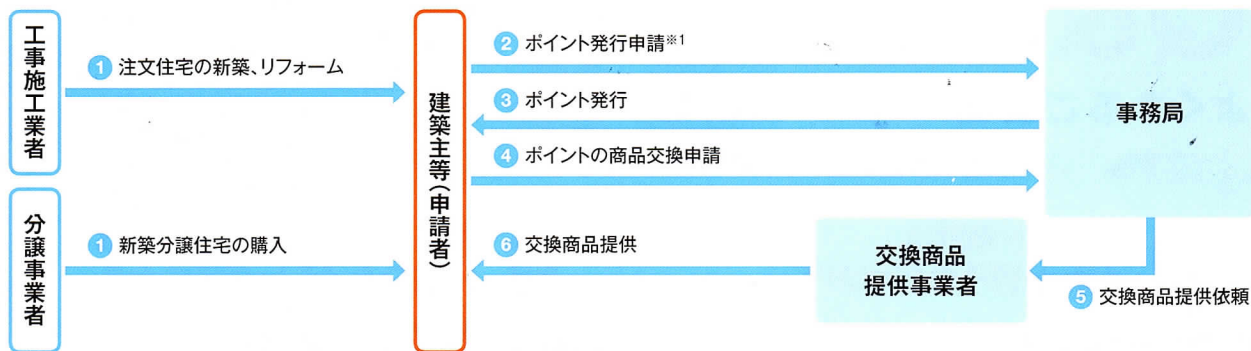
宅配ボックス

10,000ポイント/戸

※各住戸専用のもので他の住戸用のボックスと一体となっていないものに限る

制度全体の流れ

※戸別申請で標準的な場合を示したものの



※1 ポイント発行申請は、原則、対象住宅の所有者となる方等が行うが、建築工事の請負事業者や分譲事業者が代理で行うことも可能。なお代理申請を行う場合でもポイントは申請者へ発行。

ポイント発行対象になる工事等の時期

注文住宅の新築

	2018年 12/21	2019年 4/1	2019年 10/1	2020年 3/31	2020年 9/30	2021年 3/31	2021年 9/30
工事等の時期	消費税率10%適用		2019年4/1以降 工事請負契約締結後 2019年10/1以降	工事請負契約 着工 引渡し	2020年3/31まで	2020年3/31まで	ポイント発行申請期限まで※
	消費税率8%適用	工事請負契約		2019年10/1以降 着工後	着工 引渡し		ポイント発行申請期限まで※
	耐震性のない住宅の建替			除却			ポイント発行申請期限まで※

※工事完了前申請の場合は完了報告期限まで(完了報告の最終日は戸建住宅が2020年9/30、共同住宅等(階数10以下)が2021年3/31、共同住宅等(階数11以上)が2021年9/30)

新築分譲住宅の購入

	2018年 12/21	2019年 4/1	2019年 10/1	2019年 12/20	2020年 3/31	2020年 9/30	2021年 3/31	2021年 9/30
工事等の時期	新築分譲住宅の購入		工事請負契約(着工前に締結する既存契約の変更契約を含む) 工事請負契約締結後	着工	2020年3/31まで	2020年3/31まで	2020年3/31まで	ポイント発行申請期限まで※
	新築分譲住宅の購入(完成済み購入タイプ)	完成	売買契約	完成から1年以内	2019年12/20まで			ポイント発行申請期限まで
	耐震性のない住宅の建替			2019年10/1以降	引渡し			ポイント発行申請期限まで※

※工事完了前申請の場合は完了報告期限まで(完了報告の最終日は戸建住宅が2020年9/30、共同住宅等(階数10以下)が2021年3/31、共同住宅等(階数11以上)が2021年9/30)

リフォーム

	2018年 12/21	2019年 4/1	2019年 10/1	2020年 3/31	2020年 9/30	2021年 3/31	2021年 9/30
工事等の時期	消費税率10%適用		2019年4/1以降 工事請負契約締結後	工事請負契約 着工	2020年3/31まで	2020年3/31まで	ポイント発行申請期限まで※
	消費税率8%適用	工事請負契約		2019年10/1以降 工事着事後	着工 引渡し		ポイント発行申請期限まで※
	インスペクション			インスペクションの実施			ポイント発行申請期限まで※
	既存住宅の購入		工事請負契約締結前3ヶ月以内	売買契約			

※工事完了前申請の場合は完了報告期限まで(完了報告の最終日は戸建住宅・共同住宅等(耐震改修なし)が2020年9/30、共同住宅等(耐震改修あり・階数10以下)が2021年3/31、共同住宅等(耐震改修あり・階数11以上)が2021年9/30)